

### 受益者の申告対象区域

玉津	船屋東北、玉津、市塚新街、川南、森戸、川北、横黒下の一部区域
飯岡	末広町、中野口の一部区域
西条	北新田の一部区域
神拝	下喜多川北、古川、御所通り、八丁、下町中の一部区域
大町	上小川、中南、岸陰、天皇、新田、沢、若葉町東、若葉町西、西の川原の一部区域
神戸	土居内、釜の口の一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中の一部区域
橘	野々市西、野々市東、橋木東、橋木西、西泉中、西田、坂元の一部区域
氷見	西の原、西町、寺の下、末長、野部里、新町、上の浦、山口、上町、尾土居の一部区域
壬生川	壬生川、喜多台の一部区域
国安	国安、桑村、三芳の一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺、高松の一部地域

### 下水道事業受益者の申告をお願いします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには、「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっていきます。

この負担金等の賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を対象区域の土地所有者宛に送付しますので、内容を確認して、期限内に必ず申告してください。

申告がないと、市が受益者（納入義務者）・土地の面積等を認定することになります。

**申告期限** 4月15日（金）  
申告が必要なかた  
左表の下水道整備区域内の土地所有者  
**問合せ**

- 西条市庁舎下水道業務係  
(内線2825)
- 東予総合支所業務係  
(内線211)

### 石鎚ふれあいの里 利用予約受付のお知らせ

石鎚ふれあいの里の平成17年度利用予約受付を次の日程で開始します。宿泊等をご予定のかたは、早めに予約してください。

- 4月1日～6月30日の予約
- 3月1日（火）から受付開始
- 7月1日以降の予約
- 4月1日（金）から受付開始

申込み  
石鎚ふれあいの里（TEL 0897-59-0203）  
※夏休み期間中（7月20日



体験学習やリゾートにご利用いただけます

から8月31日）の利用予約は、西条市庁舎別館1階観光振興課（内線2552）で受け付けます。

### 紙おむつ等販売事業者の登録受付

平成17年4月から実施する「紙おむつ等支給事業」における、紙おむつの販売業者登録の申請受付を行います。

#### 登録要件

- 市内に販売店を有する事業者
- 市税の滞納がない事業者
- 申請に必要な書類
- 紙おむつ等販売事業者登録申請書

- 市内に所在する事業所証明書（税務課または商工

#### 振興課で発行

○市税納税証明書（法人事業者は法人市税納税証明書、個人事業者は個人市税納税証明書）

#### 申込み・問合せ

- 西条市庁舎長寿・いきがい対策係（内線2343）
- 東予総合支所高齢福祉係（内線133）
- 丹原総合支所高齢福祉係（内線281）
- 小松総合支所高齢介護係（内線123）

### 東予警察署からのお知らせ 西条西警察署に名称を変更します

市町合併に伴い、4月1日から「東予警察署」の名称を「西条西警察署」に変更します。

東予警察署（TEL 0898-64-0110）



### 周桑交通安全協会からのお知らせ

市町合併に伴い、4月1日から次のとおり名称を変更します。

今後とも皆様の交通安全を守る活動に、ご理解とご支援をお願いいたします。

- 変更前
  - ①周桑交通安全協会
  - ②周桑安全運転管理者協議会
- 変更後
  - ①西条西交通安全協会
  - ②西条西安全運転管理者協議会

### 労働基準監督署の再編成のお知らせ

3月31日から労働基準監督署の再編成によって、旧の東予市・丹原町・小松町と四国中央市の管轄は、新居浜労働基準監督署に変更されます。

詳しくは、愛媛労働局企画室（TEL 089-935-5201）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。